

論文の内容の要旨

論文題目 農村女性の土地に関わる諸権利の研究
—タンザニア国キリマンジャロ州を事例にして—
氏名 田中 由美子

(1) 序論

本研究では、タンザニア国キリマンジャロ州の農村女性の土地に関わる諸権利（土地権）の分析を通じて農村女性が「価値あると思う」ことを選択する過程およびメカニズムを明らかにすることを目的とした。農村女性が「価値あると思う」ことを選択し行動していくことを通じてどのような開発の実現可能性があるのかについて考察し、ジェンダー平等論に実証的論拠（empirical applications）を与えることを試みた。

タンザニアの土地法・村土地法（1999）では、土地は国家に帰属し、人々および村落には占有権のみが付与される。都市部、投資促進地および保護区などには近代的な制定法が適用される一方で、村落の土地所有に対しては慣習法が適用されるという多重構造がある。しかし、村落では慣習法のもとでの土地相続・譲渡・売買がおこなわれている。タンザニアでは、全農家世帯の60%は、2ha以下の耕地しか所有せず、1ha以下しか所有しない零細農家は全体の31%を占める（URT 2010）。農業部門の女性労働力率は69%と高いにもかかわらず、農地所有者率は19%、所有面積は13%に過ぎない（URT 2012）。農村女性の土地に関わる諸権利を阻んでいる要因には、慣習的な男性中心の所有・相続制度があり（Daley 2008）、土地権の剥奪は収益権や営農権さらに水利権の喪失につながる（URT 1994）。

本論では、既往研究における論証を考察するために、以下のような4つの仮説を検証した。政府の開発事業による土地再配分がおこなわれると農村女性は土地（耕作地）の慣習的耕作権および所有権を剥奪される（仮説1）。土地権の近代化を進めると農村女性の土地（耕作地）の所有権は経時的に失われる（仮説2）。農村女性が土地（耕作地）の自己名義登録をすれば、土地の管理権（営農権、収益権、処分権）を有することができる（仮説3）。地域コミュニティは、慣習法にもとづき女性の土地（耕作地）の所有権を認めない（仮説4）。

(2) 研究の方法

本研究の対象地としてタンザニア国キリマンジャロ州ローアモシ灌漑地区（Lower Moshi Irrigation Scheme: LMIS）を選定した（図1）。LMISは、キリマンジャロ山の南側の麓、州都モシ市から南東へ約20km離れたモシ農村部に位置する。標高は約720~760mで年間雨量は約500~700mmと少ない。調査対象地区は灌漑稲作圃場1,100haで、上流、中流、下流の5地区から構成されている。各地区はさらに三次水路を共有する20~30haのブロックに分かれている。日本政府の支援で1987年に竣工し、土地再配分や技術協力がおこなわれ、単位収量が2トン/haから6~7トン/haに増加した。本論でLMISの土地というのは灌漑稲作圃場を意味する。

本研究で使用した1987年土地所有者リストは、1986~87年にLMIS灌漑事務所から各地区に送出された通達文書と土地再配分者リストをもとに筆者が集計したものである。1987年の土地

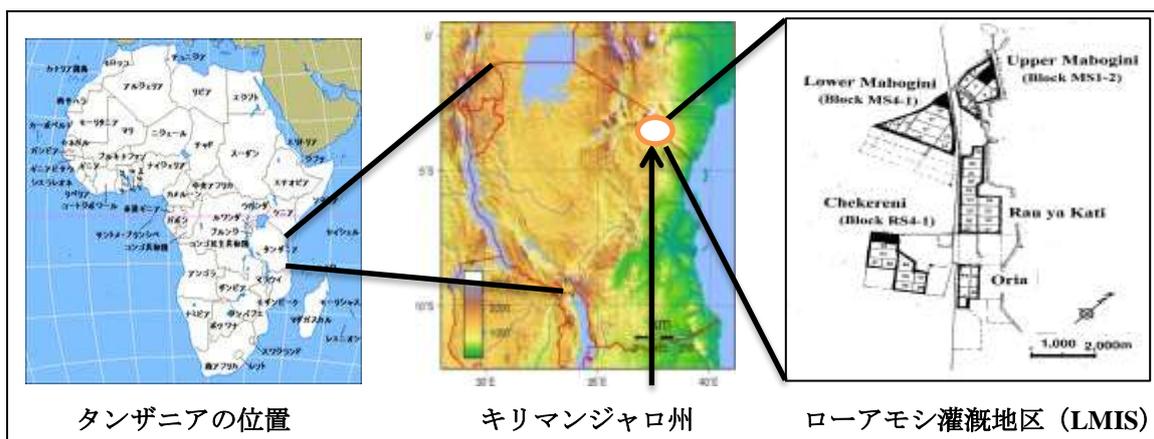


図1 対象地 (出典：Google アフリカ地図, <http://blogs.yahoo.co.jp/hotcreationjp/59100930.html>)

登録簿は日本の関係機関には保存されておらず、モシ灌漑事務所に26年間保管されていた書類を探し出して処理した。さらに、各地区の灌漑事務所から入手した水利費徴収表から、全土地所有者リストもあわせてコンピューター入力し、性別、名寄せなどの分類作業をおこなった。これらの作業には4ヵ月以上を要した。

現地調査は、2011～2014年に計4回実施した。農村男女(64名：女性41名、男性23名)とキー・インフォーマントに対してスワヒリ語と英語の通訳を介した半構造的面接調査を実施した。さらに灌漑事務所員6名(男性5名、女性1名)に対して調査手法の研修をおこない、質問票による生活状況調査(360名)、土地権に関する調査(3ブロック悉皆調査、211名)を実施した。

(3) 灌漑開発事業による土地再配分にみる農村女性の土地権 (仮説1)

農村女性が、土地権を取得する方法には、開墾による割譲、政府による土地再配分、相続、贈与、購入などがある。LMISにおける1987年の土地再配分にあたり、農村女性は何を機会と捉え、何を選択し、その選択がどのように土地権の取得に影響を与えたのかについて分析した。その結果、灌漑開発事業により土地再配分が行われた場合、従前地において慣習的耕作権・所有権を有していた女性はその権利を剥奪され、経済的にも社会的にも地位が低下するわけではなく、女性も自己名義で土地登録をするという選択をしたことがわかった。したがって仮説1はLMISの実証調査からは立証できなかった。

(4) 灌漑開発地区における農村女性の土地権の変遷 (仮説2)

土地権の近代化にともない収益が増加し農地登記によるメリットが認識されると男性が土地を独占し女性の土地権が剥奪されることが論証されてきた(Platteau 1996, Daley 2008, Kissawike 2008)。データ処理の結果、LMISの土地所有者は合計1,845名おり、女性は21%(390名)、女性が所有する面積は17%を占めることがわかった。女性の90%は、3プロット(0.9ha)以下の小規模所有である。事例分析をおこなった3ブロックにおいて1987年～2013年の経時的変化を分析した結果、女性の土地所有者数および面積が増加したことがわかった(図2)。ローア・マ

ボギニ（中流）では、2013 年には男性より女性の土地所有者のほうが多くなった。二期作をおこない収益が高いアッパー・マボギニ（上流）においても女性の土地所有者および面積は増加した（図3）。

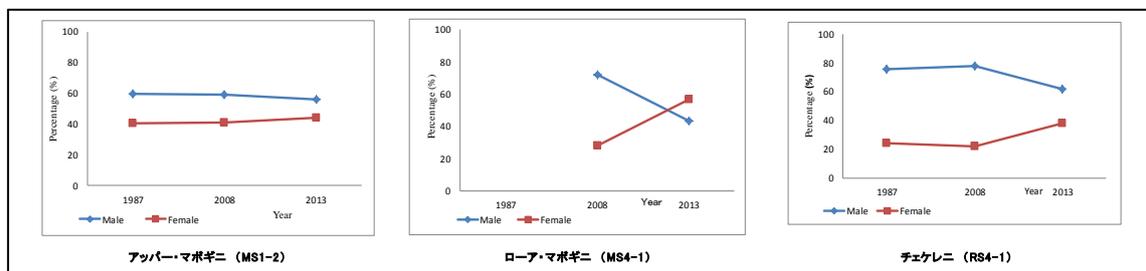


図2 土地所有面積の男女比の変化（1987～2013）

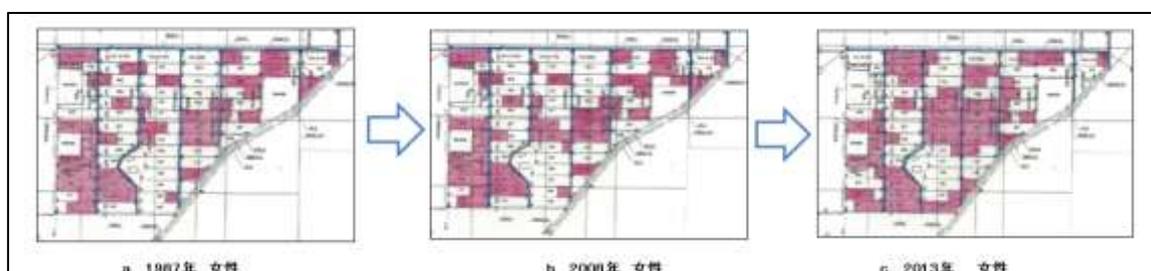


図3 アッパー・マボギニにおける女性の所有地の変化（1987～2013）

さらに、3ブロックの女性の土地所有権の取得手段について分析した結果、夫が亡くなり妻が土地相続する割合が、人数・面積ともに最多だった。これは、父系制・夫方居住社会での相続の通念に反した現象である。さらに、面積では、父から息子への相続のほうが、父から娘への相続より多いが、その差は僅かであり、人数もほぼ同じである。反対に、母から息子への相続は、母から娘への相続より、人数・面積ともに多い。女性が土地を取得しても、必ずしも女性に相続するわけではなく、次の世代でまた男性（息子）が相続するという逆転現象が起きることがわかった。しかし、LMIS では女性の土地所有権に対する考え方が社会的にも認知されるようになり、男性から女性の土地所有への転換が生じている。したがって仮説2は立証できなかった。

(5) 農村女性にとっての土地所有の価値

女性にとっての土地所有は現金収入、生活の質の向上、生活の持続性、子どもの養育・学費、組合の会合や社会参加にとって「価値あると思う」ことであるがわかった。さらに、女性が土地所有することは、婚姻制度に規定される社会関係や財産権のジェンダー不平等を軽減しリスク回避のために「価値あると思う」ことである。他方で、男性は、自分の妻が土地を所有する場合、土地の管理（収益、処分）については自分が決定すると考えており、女性が自己決定が価値あると考えているということとの間に差異が見られた。

(6) 農村女性にとっての土地権の価値—土地の所有・管理・相続の諸相（仮説3と仮説4）

女性が自己名義の土地を所有することは、女性にとって「価値あると思う」ことであり、管理

権（営農権、収益権、処分権）が伴う傾向があるが、名義のみでは必ずしもすべての管理権が保障されるわけではないことがわかった。他方で、処分権がなくても、継続的な営農権と収益権があることが「価値あると思う」ことと考えている女性もいる。あえて処分権を主張すると土地の収益権、営農権を失うリスクがあるからである。また、息子が成長して相続するまでの「仮の相続」という形態の所有であっても、女性は営農権・収益権と処分権のあいだの戦略的選択をしている。したがって仮説3はLMISの実証調査からは立証できなかった。

土地相続についての選択を分析すると、男女ともに娘より息子に相続させるという回答が約2倍あり、依然として男子相続が優先されている。しかし、娘にも相続させる、面積に差異をつけつつも娘と息子の両方に相続させるという新しい関心も表出している。地域社会（村落評議会など）が、クラン（氏族）や親族の意向に反し、女性が相続することを承認するという社会変化も見られる。また相続を確実にするために、書面の遺言書を作成するという選択が、女性・男性のみならず地域社会にも受容されつつある。このような選択の背景には、拡大家族から核家族への変化、および遺言書があれば、親族の男性ではなく妻や娘への相続も確実になり、女性の選択肢の幅の拡大につながる。したがって、仮説4はLMISの実証調査からは立証できなかった。

(7) 結論

LMISにおける実証調査から本論の仮説の立証はできなかった。農村女性は土地に関わる諸権利について、家族・婚姻関係、固有の状況、ジェンダー関係において、「価値あると思う」ことを選択しようとしている。そのような行為の実現可能性を高めるためには、地域社会が農村女性の土地権を「価値あると思う」こととして選択することと不可分ではない。女性と地域社会の間の相互作用およびすでに表出している協同の契機を増幅していくことにより経時的な実現可能性が高まると考える。さらに本研究から得られた知見を政府および国際協力機関の土地権に関わる開発政策・事業に適用し、女性が「価値あると思う」ことの実現可能性を高めるための制度構築を検討することも必要であろう。

引用文献

- Daley, Elizabeth. 2008. Gender, Uenyjeji, Wealth, Confidence and Land in Kinyanambo, *Women's Land Rights and Privatization in Eastern Africa*, Birgit Englert and Elizabeth Daley, ed., James Currey, Suffolk, UK, 61-82.
- Kissawike, Kalunde (2008). *Irrigation-based livelihood challenges and opportunities; A gendered technography of irrigation development intervention in the Lower Moshi irrigation scheme in Tanzania*, Ph.D. dissertation, Wageningen Universiteit, The Netherlands.
- Platteau, Jean-Philippe (1996) The evolutionary theory of land rights as applied to sub-Saharan Africa: A critical assessment, *Development and Change*, 27 (1) : 29-86.
- United Republic of Tanzania (URT) (1994) *Report of the presidential commission of inquiry into land matters, Vol. I: Land policy and land tenure structure*, The Ministry of Lands, Housing and Urban Development, in co-operation with the Scandinavian Institute of African Studies.
- URT (2010) *National sample census of agriculture 2007/2008: Preliminary report*, National Bureau of Statistics, Ministry of Finance, Dar es Salaam, Tanzania.
- URT (2012) *Tanzania Gender Indicators Booklet 2010*, Ministry of Finance and Economic Affairs, Dar es Salaam.